

- 司法審査は、一時保護の適正化につながるための手続として必要性を理解。従来は、命を守るためにとにかく保護という感じで、何のための一時保護なのか、どんな意味があるのかの丁寧な説明が十分できていなかった。司法審査が入ることでそこが改善されることを期待。
- 現場の感覚として、一時保護開始前に請求ができる事例は基本的にはない。事前審査を原則とすべきではない。逮捕状請求とは体制もスピード感も違うし、「過去の犯罪事実の調査」と「将来の子どもの安全の確保」という目的も違う。原則を事後とし、その期間も3日は不可能。7日でも厳しく、10日～14日は必要。また、書類の簡素化が必要であり、裁判所に提出する全国统一書式が必要。
- 子どもの声を聞くという視点からは、請求期限を短くすることは慎重に考えるべき。形だけの聞き取りにならないように、子どもが理解できるように時間・回数・期間を取って意見聴取する必要があり時間を要する。
- 一時保護は子どもの権利の制約であり、子供の意見聴取など子どもへの手続保障を設けるべき。
- 司法審査のためには一時保護の要件は明確化されるべき。調査保護も要件として盛り込めるのか。現行の28条審判、33条審判は専門性のある家裁で丁寧に実施しているが、他の裁判所でも実施される場合、適切に審査いただけるか懸念。
- 司法審査の一時保護の対象は、厚労省の提案の範囲に限定すべき。
- 同意事例を司法審査の対象から除く場合、司法審査の要否に付き現場で判断に迷いが生じるので事務運用をきっちり決めるべき。
- 司法審査の対象として、「親の同意があるけど、子どもが一時保護に反対している場合」も加えるべき。事例として、非行少年の保護のケースが考えられる。このような際にも子どもによる不服申立てやその際の意見表明支援員による支援が必要。
- 司法審査により却下され、一時保護を解除して子どもが危険になったらどうするのか。児相側には不服申し立て制度が必要。
- 施行に向けて準備期間が必要。令和4年に仮に成立した場合、速やかに全国の児相の実務に照らして内容を詰めるべき。内容確定後にも自治体におけるマニュアル作成など、1年以上の準備が必要。また、年度当初の施行は自治体の異動があるので年度途中だとよい。一時保護の司法審査について、児童相談所において体制を強化する必要。国の財政支援をお願いしたい。
- 児童相談所の安易な調査権限の拡大は反対。児相が業務多忙であるため、警察・検察に捜査させるべき。司法がやるべきことを行政に責任を持たせるのはこれ以上困難で児相ではもう限界である。
- 一時保護所における一時保護の期間を短くしていくべき。一時保護の定員についても増やしていくべき。里親や乳児院等の施設など、委託を進めていくべき。一時保護所における処遇等について学習支援など改善を図っていくべき。一時保護所の改革のみでなく一時保護自体の改革、地域分散化など、一時保護システムの構築が必要。専用施設や里親の活用など。
- 一時保護所について、刑務所のような、早く退所したいなど当事者の意見がある。第三者評価を義務化すべき。ただし、評価の質の均てん化と、評価を受けた後の改善の実効化が重要。